令和３年（フ）第１３４１号
北海道江別市豊幌美咲町16番地の10
破産者　村瀬　真矢
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１号
川崎市中原区今井南町10番52―103号
破産者　山口　真生
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第４９８号
新潟市西区大学南２丁目20番３号
破産者　冨岡　維浩
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５７３号
新潟市北区美里１丁目４番地３
破産者　樽木　　大
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４７号
新潟県長岡市緑町１丁目86番地31　コーポトマト205号室、開始決定時の住所新潟県長岡市左近２丁目38　Ｎｅｏ　Ｐｈｏｅｎｉｘ　102
破産者　石澤　忠一
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第２９３７号
名古屋市名東区上社４丁目82番地　サンマンションアトレ名東中央301号、従前の住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字行連30番地１　Ｌｉｂｒｅ行連104
破産者　小笠原翔大
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１８９号
愛知県西尾市寄住町佃35番地　ヴィラフローラ206号室
破産者　小松　英樹
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５号
愛知県碧南市日進町２丁目91番地
破産者　三島　利生
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１１６６号
堺市中区東山77番地68
破産者　藤本　博士
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１２７９号
大阪府松原市立部２丁目220番地の８、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目７番13―903号
破産者　植田　真央（旧姓下地）
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１０６号
神戸市中央区北野町３丁目１番６号　北野ヒルハウス202号
破産者　キムコンスこと神戸北野スキンケアラボＡｌｌｕｒｅことＫｏｎｇＳｏｏｋＣｏｓｍｅこと新井淑子こと金恭淑
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６１７号
岡山市北区青江四丁目６番22号　ぐらんめーるⅢ　107号、旧住所岡山市南区福島四丁目15番41号
破産者　岸　　達彦
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２号
岡山市北区国体町４番30―1208号
破産者　日浦　博之
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第１２号
長崎県対馬市厳原町与良内院222番地
破産者　梅野　和良
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

令和７年（フ）第３１１７号
神奈川県綾瀬市落合北４丁目18番40号
破産者　小瀬木文恵
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０９号
横浜市金沢区富岡東６丁目22番16号
破産者　山本真由美
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６７３号
神奈川県小田原市寿町１丁目16番７号　セレニティⅠ　203
破産者　田中　茉希
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部